

神戸地方裁判所委員会（第41回）議事概要

1 日時

令和4年5月17日（火）午後3時から午後5時まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）（五十音順、敬称略）

阿多麻子、伊藤亨、久保仁、曾根文朗、多名部重則、中井修、西川知一郎、野村明弘、長谷川和男、福寿寛有、森本郁代

（事務局）

小倉哲浩、松井千鶴子、倉地真寿美、後藤慶一郎、高松宏之、久保井恵子、堀一策、信吉将伍、浅井隆彦、高橋亨、荒谷智一、加瀬大介、福岡邦之、酒井健一、中山浩志

4 議事

(1) 委員の交替

退任委員、再任委員及び新任委員の紹介があった。

(2) 委員長代理の指名の報告

阿多麻子委員が委員長代理に指名されたことの報告があった。

(3) 前回のテーマ（裁判所の新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組）に関する報告

前回委員会において委員から出された意見を参考に取り組んだ結果について説明を行い、今後も感染拡大状況に応じて、実効性のある感染防止対策を実施していく旨の報告があった。

(4) 民事訴訟の迅速化に向けた取組についての説明

民事訴訟の迅速化に向けた取組について、プレゼンテーションソフトを使って説明があった。

(5) 民事訴訟の迅速化に向けた取組についての意見交換

(◎は委員長、○は委員の発言、●は裁判所からの説明)

- ◎ まずは民事裁判のスピードについて、率直なイメージをお聞かせいただきたい。前提として、法律では終局まで2年以内としているが、実情は平均1年未満との統計が出ている。これは民事事件の場合、1回の裁判で終わる事案も典型的に少なくないためである。そういった中で、3年や5年以上といった長期化する事案もある。それらを含めて平均1年未満というのが現状である。争点整理や証拠調べを経て判決に至る事件は、とても1年では終わらない。こういった事件が長期化している。
- 2年は長いと感じる。事案が複雑困難であったり、重大であったりすることによるのかもしれないが、訴訟になるということは、当事者にとって精神的、経済的に不安な状態であり、2年を超えて3年4年とかかるのは、やはり長いと感じる。
- 2年は長いと思う。裁判には勝ち負けがある中、負けた時に経済的な負担があり、2年以上、5年10年となった場合、後でその負担が出てくるのは不安を感じると思う。
- 事案の内容によるとは思うが、自分が裁判に関わるとなると、2年は長く感じる。年齢的、経済的な部分もあるが、解決するまでの心理的負担を考えると、少しでも短いほうが良いと思う。
- 2年は自分の生活やライフプランからも大きな比重を占める長い期間と感じる。一般的なイメージでも訴訟はそのくらい長くかかるものとして、訴訟を諦めようか、違う方法で解決を図ろうかという選択をされる方もいるのではないか。一方で、私の部下の話では、調停等はしっかり話を聞いてほしいという思いもある。ただただスピードが速ければ良いものではないが、やはり2年は長い、個人では大切な2年間ではないか。
- 市役所でも訴訟を行うことはあり、その場合、2年かかることもあるため

普通であると感じるが、個人であると意見が分かれるところではないか。ただし、時間のかかる訴訟の場合、その当事者もはっきりした証拠もないため、簡単には終わらないということも分かっていると思う。それでも、当事者になんでこんなに時間がかかるんだろうと思われてしまうと、裁判所は辛くなってしまうのかなと感じた。

- 私は新聞社の者である。私自身はそれほど裁判を担当したことはないが、上司という立場からお話すると、民事裁判で新聞記事になるのは大きな裁判である。社会の耳目を集めるような裁判が中心であるが、判決が出るまでに、提訴時から担当者が3人も変わることがある。裁判官にも定期的に異動があり、一から勉強ということもある中で、2年が長いかどうかは申し上げられないが、迅速に判断することが望ましいことは間違いないと思う。

ここで期間のことを教えていただきたい。先ほどの説明の中で、神戸は小さい支部が多いため、合議の割合が小さいということであった。期間については神戸が10.8か月であり、全国平均より長いということであるが、この期間について、神戸特有の事情があるのかお聞かせいただきたい。都市部は複雑な案件が多いということであれば、例えば東京や大阪と比較したお話もお聞かせいただきたい。

- 神戸地裁特有の大きな事情があるわけではないが、どちらかというとな支部よりも本庁の方が時間を要しているという傾向がある。管内に9支部あるが、そのうち合議を組める支部が数字上は2支部であり、7つの支部が単独の裁判を行っている。このように管内は広いが、本庁の規模はそこまで大きくないものの、事件の傾向として、交通、労働、複雑な建築事件、形成訴訟が多い傾向があり、規模感でいうと、本庁と比べても遜色のない規模の世間の耳目を集める事件がたまに起きている。このあたりが本庁の事件が長期化する1つの原因であると推測している。

- 2年は長いと感じる。裁判官の数と処理する事件の数が適正なのかどうか

を教えてください。2年という中で亡くなられる方もいるかもしれないし、メンタルを害する人も出てくるかもしれない。裁判官の数が少なく、その裁判官も多数の事件を抱えているとなると、本当に適正な判断ができるのか。事案によると思うが、事件と裁判官の数が適正かどうかを教えてください。

◎ そのような指摘があることは承知しているが、本日の会議では、裁判所の審理運営についての御意見を頂く場とさせていただきたい。

スピードは裁判の質か否かという話がある。裁判・判決のクオリティにおいて、当然、粗雑なものがあることは大前提であるが、そのクオリティの中にスピードというものが入ってくるという点について、御意見を賜りたい。

○ 早ければ粗雑というものでもないと思う。事案によるが、できるだけ早く決着を見たいという当事者もいるのではないか。じっくり話を聞いてくれるけど決着に3年4年かかるより、もう少し間隔を狭めて、法律で決まっている2年以内に終わらせることは、質に含まれる。

◎ 先ほどの説明の中で、裁判所では争点や証拠の整理など、具体的な方法等について、法廷以外の場所で行ったり、最近であればウェブ会議を用いたり、という話があった。その中では例えば貸したお金を返して欲しいという訴訟を例にすると、相手が「私は借りていない」「借りたけど返したはずだ」「借りてから何十年も経っている」という反論があった場合、貸した側には貸した証拠があるのか、それは振り込みなのか預金から引き出したのか等どういう方法でお金を貸したのか、を確認する。こういうやり取りを行っている。

当事者がそれぞれ自分の主張をぶつけ合う中で、本当の争いはどこにあるのか、一番のポイントはどこにあるのか、そのポイントに対し双方はどのような証拠を持っているのか等を整理していく。法律的に整理し、分からない点は裁判官が尋ねて確認している。

争点整理という手続について、具体的に裁判官がどういうやり取りを行うというイメージをお持ちなのかお聞かせいただきたい。

- 争点整理は法廷に出てくる前に、どこが対立しているかを見極めるというイメージであった。この部分はお互いに争いはなく、この部分は意見が食い違っているということを当事者と裁判所で全て合意した後に開廷されていると思っていた。今の説明では、争点の整理もお互いの主張のぶつけ合いということだったので、法廷での主張と争点整理の段階の主張とどう区別するのが分からない。
- 争点整理する場合、裁判官は代理人である弁護士と行うのか。それとも原告等の当事者本人と行うのか。
- 両方ある。ウェブの場合は双方に代理人がついていて、裁判官が整理することが多いと思うが、御本人が同席される場合もある。代理人を付けずに御本人が訴訟をされる場合もある。
- 代理人弁護士がいる場合、証拠があるから主張できる、無いから主張できない等の判断をしていることもあると思うが、そのレベル感が分からない。原告が「私はこうだから、ここは譲れない」とずっと主張される場合でも、争点整理をするのか。
- 「お金を貸しました、借りました」という部分で、お互いに争いがなければ、貸した借りたものとして扱い、そこで話は終わる。「貸しました、借りてません」ということで食い違った場合、借りたということを証拠で立証していく。

先ほどのレベル感について、例えば証拠書面がある場合に限らず、日本の場合は口約束というものがあり、それさえあれば決まるような証拠が無い場合にも、代理人は訴訟を起こさざるを得ない場合もある。そのような場合も訴訟は始まっていく。証拠は書面に限られず、御本人が法廷で話すことも証拠になり、証拠の強さのレベル感がある。

◎ 国によっては、最初にすべて整理した上で法廷に持ち込むという話もあるが、わが国では、まずは自分が相手に対しどういう根拠で何を求めるのかを訴状という形で提出する。これがスタートであり、相手が反論してきて、再反論を経て、その中で自分の主張を裏付ける証拠を出す。その手続が積み重なっていく、それが争点整理というものである。争点の核心がすぐに分かるものもあれば、いろいろな主張や争いがある中、どこに争いの核心があるのかをつかみかねて長期化するケースもある。

事前に配布している迅速化検証報告書には、その原因の1つとして、争点の認識を裁判官と当事者で上手く円滑に共有できているのだろうか、認識が異なっており審理が漂流していないか、という課題が提示されている。

本日の意見交換の主題はまさにこの部分であり、裁判所が紛争の核心をつかむためにお互いの主張を整理し、その中で判断の分かれ目となる核心をいかに迅速に当事者と共有していくのか、そのための工夫などの御意見を頂きたい。

○ 記事化するにあたって、新聞社のデスクの立場からは、こういう事実関係を押さえないと記事に出来ない。一方、担当記者は別の要素で記事を組み立てようとするなど、なかなか意思の疎通がうまくいかないことがある。そこで、最近は電話で指示するだけでなく、メールを使ってポイントとなる部分を明示して記事を詰めていくように指示している。口頭ではやり取りを忘れてしまうので、特に長期にわたる取材は形で残すということが大事である。民事訴訟の場合は文書でやり取りをしようと思うが、裁判官の質問とはかみ合わない準備書面が提出されることもある中で、裁判官がポイントを明示し、必要となる証拠などを明確に指示する方が、話をかみ合わせるという意味で重要ではないか。

◎ 我々の間では、まさにその問題意識が共有されている。

● 裁判所が準備書面に記載してほしい事項について、ウェブ会議システムで

行う争点整理の場合、ワード等にまとめ、そのデータをウェブ会議システムにアップして共有する方法で明確になるように工夫している。すべての事件についてこのような取扱いを統一的に行っているものではなく、様式も個々の裁判官がそれぞれ定めるなどしている。

◎ 「裁判所が準備書面に記載してほしい事項」という発言があったが、これは、裁判所が特定の立場から意に沿うような準備書面を出させると、そういった意味ではないことを補足しておく。

○ 当事者は自分の主張を通すつもりで訴訟に臨んでいるため、裁判所がポイントを示したとしても、当事者にとってのポイントは異なることもある。例えば、学生同士が争いになったときに両者の話を聞くと、それぞれの見え方が違うことが分かる。「何が起きたかを知りたいのでここを教えて」と伝えたものの、学生からすると、「どうしてそこなの」となる。

準備書面を提出するように指示する場合、双方の主張を併記した上でポイントを示しているのか伺いたい。当事者はそれぞれ自分の世界で物を見ており、裁判所は両方の主張に照らしながら物を見ている。認識を合わせることは難しいが、なぜ、裁判所がこの点をポイントとするのか、双方の主張を併記した上で示すことができているのか。

○ 事件の種別によるが、文書で出すときはなるべくそうするようにしている。全部は記載しないが、当事者の主張のうち判断するために必要な主張はこれだと端的に明示している。ただ、全ての事件でこのようなことが行えるかというと、事案の軽重に応じて行っているのが実情である。他の裁判官も同じようなことをしているのではないか。

◎ 受け手に対し、なぜ、裁判所がこの点を大事と考えているかということが伝わっているのか、この点が伝わらず、自分達はこの点を大事だと思っていなかった、そこで勝負を付けられるとは思わず判決で不意打ちを食らった、というような批判もある。このような事態を避けなければならないというのは、裁

判所の共通認識であるが、そのために法に照らして、適正な争点や紛争の核心について擦り合わせていく作業が求められ、我々のコミュニケーションの在り方が問われている。

- それぞれの裁判官が仮説を立てて当事者に知らせる、それぞれの反応を見るというやり方も1つだと思う。その先のやり方が異なる。何かフォーマットがあって、その基本部分は決められているが、それぞれ形がバラバラなのかなと感じた。
- ◎ バラバラになることについて、避けるべきというお考えか。
- 相手を見てということであればよいが、こういうやり方というものがあってもよいと思う。
- 裁判所の争点整理の場面において、一定のフォーマット・やり方等を決めた方が、当事者は裁判所に対して主張しやすいという趣旨か。
- ◎ 迅速化検証報告書に記載のある課題について、全国の裁判官は審理の運営改善や工夫を積み重ねている中で、試行錯誤を繰り返しながら一定の方向性で収斂しないかということを考えている。そういう方向のことか。
- なんとなくそうだと思う。そう難しく考えるのではなく、部下に対して「こういうやり方でやりなさい」と指示しますという話である。それを裁判所に押し付けるということではない。
- ◎ そういった工夫等をお聞かせいただきたい。
- 教員の独立性も高い。30年前であれば、個々の教員のやり方をフォーマットで統一することは非常に難しかった。ただ、何を優先するかを議論する中で、この部分は共通のフォーマットがある方が望ましい、ということになり改善されてきた。先ほどの話から、裁判所も同様に裁判官の独立ということで、何を優先するかだと思う。本当に迅速化を進めるのであれば、障害を乗り越えられるし、一方で裁判官のそれぞれのやり方や独立性が重要であり、判決に影響するというのであれば、迅速化は置いておくことになると思う。我々が口

を出すことではないのかなと思うが、迅速化を中心に取り組むということであれば、組織全体で取り組まなければならない。

学校でのコミュニケーションを例にすると、この20年で保護者向けの文書が随分と形を変えた。権威的なものだと届かないということが分かったので、平易なものにリライトすることが度々ある。決裁においても、権威的なものでは通じないため、管理職が分かりやすい文書にリライトすることが一般化している。裁判の場合は、おそらく文書のほとんどが裁判所と弁護士とのやり取りだと思うので、こういう問題はないかもしれないが、最終的に当事者に届く言葉とは何か、専門用語の塊になっていないか等の点検も行ったらいと思う。

本日の説明に「部」という言葉が出てきたが、何のことか分からなかった。説明の流れから、裁判官のセクションの話であるということを理解することができた。学校でも同様に、例えば転入と編入の違いについて、我々は当たり前であって当然に使っている言葉でも、通じずに誤解を生じてしまうことがある。そのような点は反省し、点検を行っている。

最初の話に戻るが、何を優先するのか、裁判官の独立性や流儀が質の高い判決に関わるのであれば、その部分は大切にしていきたいし、それよりもスピード、迅速化が優先されるのであれば、統一のフォーマットに踏み出すということも1つの方法であると思う。

- 裁判官が論点を明示の上、書面の提出指示をしたことに対し、勘違いやディスコミュニケーションを引き起こすという問題について、テキストでやり取りすることで補うという話があった。録音してデータを共有する方法であれば、勘違いにも気付けるが、このような方法は取り得ないのか。
- 今の運用では、録音録画の機能は使わないことになっている。争点整理では口頭で議論をしているところ、当事者に確認をしなければ確実なことは言えないという留保のもと、代理人は議論することが多い。一方、代理人の見立

てを話すことも多く、記録化されて言質を取られると、後日訂正等が難しくなるため、録音というやり方は難しいのではないか。

◎ 乗り降り自由という言葉がある。争点の認識の共有を図るプロセスにおいて、紛争の核心に迫るためにそれぞれの立場から意見交換を行う中で、ある程度議論に自由度を持たせた方が、意見交換がより円滑に進むということである。初めから発言の撤回ができない、言葉尻を捉えられてしまう場合と、ある程度撤回が許され、フリーな議論の余地が確保される場合とであれば、ある程度議論に自由度を持たせた方が、経験則上、紛争の核心に迫れるのではないか。乗り降り自由という議論の在り方が提唱されているのではないか。しかし、現実問題として、争点の共有が出来ていないのではないかという課題が指摘されている。

○ 2年が長いか長くないかについて、難しい事件であれば、2年はかかるため、個人的に2年は長くないと思っている。争点整理は重要だと思うが、当事者は自分の利害を考えており、原告、被告、裁判所が同じ方向を向いているわけではないため、難しい要素があると思う。録音について、率直な意見交換が行いにくくなるため、やめていただきたいという気持ちがある。意見交換する中で、裁判官がどう考えているかを知ることが役立つ。当事者と相談する際、依頼者と異なる意見である場合、それを依頼者にぶつけてしまうと、先生は誰の味方なんですかとなってしまふ。率直に言えない場合、裁判官の考えとして伝えることもある。裁判所から、「当事者はどう思っているか分からないが、私はこう思っています」ということを言ってもらえるとありがたい。依頼者に対し、「裁判所がこう言っているけどどうする」と伝えられる。録音等については今の運用の方がありがたい。

◎ 合議の在り方について、前提を説明すると、刑事事件は法定合議という法律により合議で行うと規定されているものが多くある。審理の在り方について、法廷で見聞きして心証を形成して判断を下す、というプロセスになる。民

事訴訟は、文書を読んで手続を重ねることが基本的な審理形態である。原則的に、法律によりこの類型の事件は合議でなければ判断できないということはない。裁定合議というが、裁判所が合議体で裁判するか否かを定めることができる。各部とも基準を設け、その基準に従っている。

先ほど「部」についてお話があったが、事件処理の基本的単位と御理解いただきたい。少数の裁判官が所属する庁であれば1か部しかなく、多くの裁判官が所属している庁であれば、事件処理の便宜上、いくつかの部・セクションに分けて事件を割り当てていき、その中で民事であれば合議や単独事件に振り分けている。各部の責任のもと、適切に事件処理をしている。このような事件処理の単位が部である。部のパフォーマンスを最大限発揮することによって、裁判所全体のパフォーマンスを高めていこうという取組も行っている。

事件数が多いため合議体を構成する3人が同じ密度で合議することができない、という点はそのとおりであるが、民事は裁定合議であり、単独が原則であるという言い方もできなくはないという仕組みになっている。事件審理の在り方について、法廷で見て聴いて心証を形成する刑事とは異なり、民事は出てきた書面を読み込み、証人の言い分を聞いて判断に至るものであり、その中には建築や医療等の専門的見地を必要とする事件も少なくない。専門的で難しい、紛争の経緯が長い事件を的確に読み解き判断していくとなったときに、合議で全員が同じように一から記録を読み、同じ密度で全ての審理に加わって、同じように心証を形成して判断に至ることは難しい。

他方、なぜ迅速化に合議が有効なのかについて、事件が複雑化して争点をつかみ切れないまま迷走していく場面でも、3人の英知をもって取り組めば、1人では気付かなかったことに気付くことができる。1人では出来ないような細かい整理まで行えるなど、行き詰まっている事件の道が開けてくるということがある。このように、合議を有効に活用することによって、事件の迅速化を図る。

多数の事件を抱えている中、合議のパフォーマンスを高めるため、的確に合理的な時間で合議を行い、3人の英知を昇華させることが合議の本質とすると、いかに効率的に行うのか。その問題提起として資料のスピーディな作成報告、効率的な合議の進め方が課題とされている。

組織の意思決定において、関係者の意見を聞いて1つの方向性を出すに当たり、それぞれが固有の業務を抱える中どのようにして要点を報告し複数人の英知が結集した結論を導くのか、そのノウハウをお聞かせいただきたい。

- 主任裁判官が主に担当するということであるが、合議するに当たり、主任以外の裁判官はどの事件のことか思い出すことができるのか。合議するに当たり、主任裁判官がどういう準備を行い、合議内容をどのように共有しているのか。
- 被告が主張反論を行い争点が明らかになった時点で、原告被告の主張を対比させて整理したもの、事実の経過を整理したもの、証拠を整理したもの、事件で重要だと思われる事柄を整理したもの等を記載したメモを作成している。また、主任裁判官が今後の方向性を検討した内容や、類似の事例や文献等の調査結果もメモに加えている。審理の進行状況や事件の全体像等が理解できるメモとなっている。なお、裁判長は主任裁判官と同様に記録を読み込み、右陪席はメモ等の内容を中心に議論に参加することが多い。
- 主任裁判官が作成したメモは事前に目を通すのか。それとも議論の場で確認するのか。
- 事前に配布している。例えば、昼頃に配布して、夕方に議論を行うなどメモの内容を検討できるだけの時間を設けるようにしている。
- 我々が行う会議の進め方と似ていると思うが、スピードが足りないという実感があるのか。なぜそう思われるのか。合議自体が上手くいかないのか、多数事件を抱えるため合議のスケジュールを組めないためなのか、どこに問題があるのか。

- ◎ 端的に時間が取れない。合議事件は重たい事件が多く、一から説明を行うと時間がかかり、資料も膨大であるため読み込むのが大変である。他方、その部分を端折ると実質的な意見交換ができなくなるため、そのバランスをどのように取るのか、かつ、出来る限り多用することで行き詰まった審理の打開を図るか。
- 弊社では報告会議が多いが、先に情報共有することが一番大事である。逆算してこの時間内に結論を出すと決めなければ、結論は出ないと思う。ただらした会議ほど結論が出ない。チームの役割分担ではリーダーが一番大事だと思うので、先ほどの話であれば、主任裁判官がリーダーとして引っ張って行くことが大事な在り方であると思う。資料のスピーディな作成と報告の在り方は、優秀な人でなければ難しいのではないか。
- 時間制限は大事である。教育現場においてカウンセリングを行うことがある。皆さんはクライアントがカウンセラーにじっくり話を聞いてもらう場面を想像するかもしれないが、最近の主流は時間制限型カウンセリングである。カウンセリングを始める前に時間設定を行い、短い場合なら20分等、目標を決めてその中でカウンセリングを行っている。一見すぐわないと思ってもチャレンジするなど、3人の中で目安を決めることは必要なのではないか。
- 会議の在り方について、時間の設定は大事だと思うが、それが裁判所にふさわしいかどうかは違うのではないか。スピードありきもどうなのかと思うが、会議の効率的な進め方は我々も悩ましい問題だと思っている。
- ◎ 何についての結論を求めるのかを明確にするなどの議題の選び方についてはどうか。
- 読み込みに時間のかかる資料を共有する会議では、何を相談したいのかを最初に3人で共有し、決まった結論を文字に起こすなどして3人で共有して会議を終える。私はそのようなやり方を行っている。
- オンラインで会議を行うことが増えたこともあり、その場で議事録を取り

ながら皆で共有することを行っている。会議のポイントは、考えていることを発言などして共有する、外在化と共有だと思っている。決まったことを確認すると、時間が経ってから合議する場合でも再開しやすいのではないか。詳細でなくても決まったことを3人で確認すると良いと思う。

◎ 本日は、本当にたくさんの貴重な御意見を頂戴し、ありがとうございました。

(6) 次回のテーマ

裁判所のデジタル化に向けて

5 次回期日

年内実施予定